

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 35 件

厚生年金関係 35 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日は 25 万円、16 年 12 月 21 日は 10 万円、17 年 8 月 26 日は 6 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 4 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働保険確定賃金表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしており、上記賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記労働保険確定賃金表において確認できる賞与額及び上記賞与明細書の保険料控除額から確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日は25万円、16年12月21日は10万円、17年8月26日は6万9,000円、同年12月20日は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日は 13 万円、16 年 12 月 21 日は 8 万円、17 年 8 月 26 日は 4 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 3 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働保険確定賃金表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしており、上記賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記労働保険確定賃金表において確認できる賞与額及び上記賞与明細書の保険料控除額から確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日は13万円、16年12月21日は8万円、17年8月26日は4万9,000円、同年12月20日は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日及び 16 年 12 月 21 日は 8 万円、17 年 8 月 26 日は 4 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 3 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働保険確定賃金表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしており、上記賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記労働保険確定賃金表において確認できる賞与額及び上記賞与明細書の保険料控除額から確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日及び16年12月21日は8万円、17年8月26日は4万9,000円、同年12月20日は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日は 25 万円、16 年 12 月 21 日は 10 万円、17 年 8 月 26 日は 6 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 4 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働保険確定賃金表及び申立人から提出された賞与明細書から、申立人は、申立期間に A 社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる

保険料控除額から、平成15年12月19日は25万円、16年12月21日は10万円、17年8月26日は6万9,000円、同年12月20日は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日は 5 万円、16 年 12 月 21 日は 3 万円、17 年 8 月 26 日及び同年 12 月 20 日は 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働保険確定賃金表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしており、上記賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記労働保険確定賃金表において確認できる賞与額及び上記賞与明細書の保険料控除額から確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日は5万円、16年12月21日は3万円、17年8月26日及び同年12月20日は2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日及び 16 年 12 月 21 日は 10 万円、17 年 8 月 26 日は 7 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 6 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働保険確定賃金表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしており、上記賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記労働保険確定賃金表において確認できる賞与額及び上記賞与明細書の保険料控除額から確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日及び16年12月21日は10万円、17年8月26日は7万8,000円、同年12月20日は6万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日は 15 万円、16 年 12 月 21 日は 10 万円、17 年 8 月 26 日は 7 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 6 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働保険確定賃金表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしており、上記賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記労働保険確定賃金表において確認できる賞与額及び上記賞与明細書の保険料控除額から確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日は15万円、16年12月21日は10万円、17年8月26日は7万8,000円、同年12月20日は6万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 19 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働保険確定賃金表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしており、上記賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記労働保険確定賃金表において確

認できる賞与額及び上記賞与明細書の保険料控除額から確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日は 20 万円、16 年 12 月 21 日は 10 万円、17 年 8 月 26 日は 6 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 2 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働保険確定賃金表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしており、上記賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記労働保険確定賃金表において確認できる賞与額及び上記賞与明細書の保険料控除額から確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日は20万円、16年12月21日は10万円、17年8月26日は6万9,000円、同年12月20日は2万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日は 10 万円、16 年 12 月 21 日は 8 万円、17 年 8 月 26 日は 7 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 6 万 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働保険確定賃金表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしており、上記賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記労働保険確定賃金表において確認できる賞与額及び上記賞与明細書の保険料控除額から確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日は10万円、16年12月21日は8万円、17年8月26日は7万8,000円、同年12月20日は6万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 12 月 19 日は 20 万円、16 年 12 月 21 日は 10 万円、17 年 8 月 26 日は 9 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 14 万 3,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 19 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 8 月 26 日
④ 平成 17 年 12 月 20 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された労働保険確定賃金表、複数の同僚から提出された賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしており、上記賞与明細書によると、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたと認められることから、申立人についても当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保

険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記労働保険確定賃金表において確認できる賞与額及び上記賞与明細書の保険料控除額から確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成15年12月19日は20万円、16年12月21日は10万円、17年8月26日は9万8,000円、同年12月20日は14万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月1日から7年12月1日まで
② 平成8年11月1日から11年1月30日まで

A社の厚生年金保険の被保険者期間のうち申立期間①について、また、B社の被保険者期間のうち申立期間②について、標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっているため、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年12月30日（以下「全喪日」という。）より後の8年1月26日付けで、5年12月に遡って15万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、平成7年3月1日に同社の取締役を辞任していることが確認できるほか、同社に係るオンライン記録では、申立人は、同年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、全喪日には被保険者でなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、A社の社会保険事務に関与したことはないと供述しているところ、複数の従業員は、社会保険の手続きは全て別の取締役が担当し、申立人が上記減額訂正を行うことはないとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、申立期間①の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期

間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年12月から6年10月までは53万円、同年11月から7年11月までは59万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成11年1月30日より後の同年2月10日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、B社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、B社に係る滞納処分票によると、同社の「社長」に対して頻繁に督促が行われていたことが確認できる上、同社は、平成9年4月頃から社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえるところ、申立人は、同社の「社長」は自身であるとし、「社会保険料の滞納は多分あったと思う。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和57年2月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月28日から同年3月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に、A社C工場からA社へ異動したが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された履歴台帳、同社の回答及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和57年2月28日にA社C工場からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和57年3月の社会保険事務所（当時）の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月30日から同年5月1日まで
A法人に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
A法人にはB職として昭和46年4月30日まで勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同法人における厚生年金保険の資格取得日は昭和45年4月1日、資格喪失日は46年4月30日と記載され、被保険者月数は12か月とされている。

しかし、雇用保険の加入記録及びA法人から提出された労働者名簿から、申立人は、同法人に申立期間も継続して勤務していたと認められる。

また、申立人から提出された昭和45年4月分から46年4月分までの給料支払明細書によると、給与から13か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A法人は、当時の資料は無く確認できない旨回答しているが、事業主が資格喪失日を昭和46年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 21 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。厚生年金保険料の控除が確認できる給料支払明細書（賞与）を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細書によると、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、21 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出漏れにより申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年11月28日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年7月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月1日から49年8月1日まで

A社B事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和48年11月28日から49年7月31日までの期間について、雇用保険の加入記録、A社から提出された人事台帳及びC企業年金基金から提出された加入者台帳により、申立人が当該期間に同社B事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、上記加入者台帳において申立人の整理番号「*」が記載されているが、A社B事業所の厚生年金保険被保険者原票には当該整理番号が欠落しており、このことについて、同社同事業所を管轄する年金事務所は、整理番号「*」の同原票は存在しない旨回答していることから、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

また、C企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員資格取得届及び加入員資格喪失届では、申立人の資格取得日は昭和48年11月28日、資格喪失日は49年7月31日と記載されている上、同基金は、申立期間当時、複写式の様式を使用していた旨回答していることから、事業主は、同基金に提出されたものと同一の届出を社会保険事務所に行っていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和48年11月28日に厚生年

金保険の被保険者資格を取得し、49年7月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記加入者台帳の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和48年11月1日から同年11月28日までの期間について、上記人事台帳によると、申立人のA社B事業所における入社日は同年11月28日と記録されており、雇用保険の加入記録及び厚生年金基金加入員記録と一致していることが確認できる。

また、従業員からも申立人が当該期間にA社B事業所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和49年7月31日から同年8月1日までの期間について、雇用保険の加入記録により、当該期間の勤務は確認できるものの、上記加入者台帳によると、申立人のA社B事業所における資格喪失日は同年7月31日と記録されており、上記資格喪失届における資格喪失日も同日と記載されている。

また、A社は、当該期間の保険料控除は不明と回答している上、申立人は、当該期間に係る保険料控除を確認できる資料を保有していないことから、保険料控除が確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年3月24日は62万7,000円、同年12月25日は32万6,000円、19年3月23日は42万4,000円、同年12月25日及び20年3月25日は48万9,000円、同年12月25日及び21年3月25日は83万4,000円、同年12月25日は33万3,000円、22年3月25日は50万円、同年12月24日は33万3,000円、23年3月25日は50万円、同年12月22日は33万3,000円、24年3月23日は50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年3月24日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年3月23日
④ 平成19年12月25日
⑤ 平成20年3月25日
⑥ 平成20年12月25日
⑦ 平成21年3月25日
⑧ 平成21年12月25日
⑨ 平成22年3月25日
⑩ 平成22年12月24日
⑪ 平成23年3月25日
⑫ 平成23年12月22日
⑬ 平成24年3月23日

A機構に勤務していた期間のうち、申立期間①から⑬までの厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同機構は、当該期間当時、当該賞与に係る届出を行っていないが、当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A機構から提出された申立期間①から⑬までに係る申立人の源泉徴収簿により、申立人は、当該期間に同機構から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成18年3月24日は62万7,000円、同年12月25日は32万6,000円、19年3月23日は42万4,000円、同年12月25日及び20年3月25日は48万9,000円、同年12月25日及び21年3月25日は83万4,000円、同年12月25日は33万3,000円、22年3月25日は50万円、同年12月24日は33万3,000円、23年3月25日は50万円、同年12月22日は33万3,000円、24年3月23日は50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降にあつては、年金事務所）に行っていないことが、及び当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、11万8,000円であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から49年10月1日まで

A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、国の記録と同社が加入する厚生年金基金の記録が異なっており、同基金の標準給与月額を国の記録に合わせて減額訂正する旨同基金から通知された。しかし、自身の保有する給与支給明細書及び同社が保有する「社会保険標準報酬月額台帳」により、同基金の記録が正しいことを証明できるので、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、10万4,000円と記録されているところ、A社から提出された申立人に係る「社会保険標準報酬月額台帳」には、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は11万8,000円と記帳されていることが確認できる上、平成26年4月7日付けで、同社が加入する厚生年金基金から申立人に送付された「年金記録(加入員記録)の是正について」によると、申立期間に係る厚生年金基金の標準給与月額は、当初11万8,000円と記録されていたものが、国の記録に合わせて10万4,000円に減額訂正されたことが確認できる。

また、申立人から提出された給与支給明細書によると、昭和48年の定時決定における標準報酬月額の算定基礎となる同年5月から同年7月までの3か月間に係る報酬の平均額は11万4,827円であり、当該報酬額に見合う標準報酬月額は11万8,000円である上、申立人は、申立期間において、当該標準報酬月額(11万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の総務担当者は、社会保険に係る届出については回送式の複写様式を使用しており、健康保険組合に提出した届出書類は厚生年金基金を経由して社会保険事務所(当時)に回送される旨主張しているところ、当該厚生年金基金の担当者は、申立期

間当時も当該複写様式を使用していたはずである旨供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年1月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年1月16日から同年2月1日まで

A社又はB社（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間はB社からA社へ出向した時期であるが、空きは無く、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された「人事揭示」、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人はB社及びA社に継続して勤務し（昭和47年1月16日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月25日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和43年9月25日に、同社の本社からB支店に転勤し、籍を残したままC社に出向した。本支店間の連絡及び手続に不備があったと思うので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「職員台帳」並びに同社及び同僚等の回答から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務し（昭和43年9月25日にA社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 31 万 8,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 3 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった申立人の給与明細に係る記録及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録及びA社から提出のあった申立人の不就業内容に係る記録により、事業主は、平成 19 年 12 月 21 日から 20 年 6 月 30 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 5 月 23 日に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、同法第 75 条本文の規定による、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記給与明細に係る記録において確認できる賞与額から、31 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 32 万 7,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 3 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった申立人の給与明細に係る記録及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録及びA社から提出のあった申立人の不就業内容に係る記録により、事業主は、平成 19 年 12 月 5 日から 21 年 3 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 5 月 23 日に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、同法第 75 条本文の規定による、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記給与明細に係る記録において確認できる賞与額から、32 万 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 43 万 7,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 3 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立人の給与明細に係る記録及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録及びA社から提出のあった申立人の不就業内容に係る記録により、事業主は、平成 19 年 12 月 18 日から 20 年 10 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 5 月 23 日に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、同法第 75 条本文の規定による、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記給与明細に係る記録において確認できる賞与額から、43 万 7,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 37 万 6,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 3 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった申立人の給与明細に係る記録及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録及びA社から提出のあった申立人の不就業内容に係る記録により、事業主は、平成 19 年 12 月 24 日から 20 年 1 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 5 月 23 日に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、同法第 75 条本文の規定による、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記給与明細に係る記録において確認できる賞与額から、37 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 29 万 5,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 3 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった申立人の給与明細に係る記録及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録及びA社から提出のあった申立人の不就業内容に係る記録により、事業主は、平成 20 年 12 月 25 日から 21 年 10 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 5 月 23 日に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、同法第 75 条本文の規定による、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記給与明細に係る記録において確認できる賞与額から、29 万 5,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 28 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 3 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出のあった申立人の給与明細に係る記録及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、申立人は申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録及びA社から提出のあった申立人の不就業内容に係る記録により、事業主は、平成 20 年 12 月 13 日から 22 年 3 月 31 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 26 年 5 月 23 日に年金事務所に対して提出したことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、同法第 75 条本文の規定による、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記給与明細に係る記録において確認できる賞与額から、28 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和60年3月31日から同年5月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月1日と認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和60年3月及び同年4月の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年3月31日から同年5月15日まで
② 昭和60年5月21日から同年6月1日まで

A社で勤務していた申立期間①及びB社で勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給料支払明細書を提出するので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出されたA社の昭和60年3月分及び同年4月分の給料支払明細書並びに申立人の元上司及び同僚二人の供述から、申立人は、少なくとも同年4月30日まで同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和60年3月31日より後の61年4月4日付けで、遡って60年3月31日と記録されており、また、61年4月4日付けで、申立人と同様に被保険者資格の喪失日を遡って60年3月31日と記録されている者が、同社の元事業主を含めて12人確認できる。

また、A社の元事業主は、申立期間①当時、経営状況が厳しく社会保険料の滞納があった旨供述している。

さらに、複数の従業員の供述から、A社には、申立期間①当時、常時従業員が勤務していること等が認められることから、同社は申立期間①についても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該資格喪失した

旨の処理を遡って行う合理的な理由は無く、申立人について、昭和60年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、上記給料支払明細書並びに元上司及び同僚の供述から、同年5月1日とすることが必要である。

なお、申立人のA社における昭和60年3月及び同年4月の標準報酬月額については、同年2月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人から提出されたB社の昭和60年6月分の給料支払明細書に記載されている労働日数から、申立期間②に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は平成5年2月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主も死亡していることから、同社及び元事業主から、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人は昭和60年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、上記給料支払明細書では、資格取得時の標準報酬月額に基づく保険料が控除されているものの、同社における社会保険料の給与からの控除方法が、当該給料支払明細書のみでは不明であり、申立人とも連絡が取れないため、当該保険料が申立期間②に係る同年5月分の保険料であるか否かについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿及びオンライン記録から、B社で被保険者記録があり、かつ、連絡先の判明した従業員17人に照会したものの、回答があった8人全員が、同社の給与からの保険料控除方法について、不明としている。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑬までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月15日は16万4,000円、18年7月31日及び同年12月27日は20万円、19年7月20日は22万円、同年12月18日は21万5,000円、20年7月29日は22万円、同年12月2日は20万6,000円、21年7月17日は10万2,000円、同年12月4日は10万円、22年7月20日は16万円、同年12月17日は14万4,000円、23年7月19日は15万7,000円、同年12月15日は14万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は申立期間⑭に係る標準賞与額12万9,000円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を12万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月15日
② 平成18年7月31日
③ 平成18年12月27日
④ 平成19年7月20日
⑤ 平成19年12月18日
⑥ 平成20年7月29日
⑦ 平成20年12月2日
⑧ 平成21年7月17日
⑨ 平成21年12月4日
⑩ 平成22年7月20日
⑪ 平成22年12月17日
⑫ 平成23年7月19日
⑬ 平成23年12月15日
⑭ 平成24年7月17日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から⑭までに係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から⑭までの標準賞与額に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間①から⑬までについては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を適用し、申立期間⑭については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間①から⑬までについて、A社が保有している平成17年から23年の賃金台帳により、申立人は当該期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑬までの標準賞与額については、上記賃金台帳から確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年12月15日は16万4,000円、18年7月31日及び同年12月27日は20万円、19年7月20日は22万円、同年12月18日は21万5,000円、20年7月29日は22万円、同年12月2日は20万6,000円、21年7月17日は10万2,000円、同年12月4日は10万円、22年7月20日は16万円、同年12月17日は14万4,000円、23年7月19日は15万7,000円、同年12月15日は14万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①から⑬までの賞与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立人の当該賞与に係る届出を行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間⑭について、申立人が当該期間に給与振込の口座を開設していた金融機関が保有する申立人に係る「普通預金元帳」の賞与振込額により、当該期間に係る標準賞与額（12万9,000円）に相当する賞与が事業主により支払われていたこと

が確認できる。

したがって、申立期間⑭の標準賞与額を12万9,000円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から44年10月1日まで

A社B支店に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が2万8,000円と記録されているが、申立期間の前後の標準報酬月額の記録などから、申立期間の標準報酬月額は6万円が正しいと思うので、申立期間の標準報酬月額を6万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る所得税の確定申告書の控え並びにA社から提出された申立人に係る人事記録及び申立期間当時の従業員に係るモデル給与表並びに同社の回答から判断すると、申立人は、申立期間に標準報酬月額6万円に相当する給与を同社から支給され、標準報酬月額6万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮及び⑯に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月30日及び同年12月29日は22万円、17年8月12日は15万円、同年12月29日、18年7月31日及び同年12月29日は20万円、19年7月31日は25万円、同年12月28日及び20年7月31日は30万円、同年12月29日は19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月29日
② 平成16年1月30日
③ 平成16年7月30日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年1月31日
⑥ 平成17年8月12日
⑦ 平成17年12月29日
⑧ 平成18年1月31日
⑨ 平成18年7月31日
⑩ 平成18年12月29日
⑪ 平成19年1月31日
⑫ 平成19年7月31日
⑬ 平成19年12月28日
⑭ 平成20年1月31日
⑮ 平成20年7月31日
⑯ 平成20年12月29日
⑰ 平成21年7月31日
⑱ 平成21年12月29日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から⑱までに係る標準賞与額の記録が無い。当該期間についても賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、申立人が保有する預金通帳により、給与とは別に、A社から賞与として、それぞれ17万4,018円が振り込まれていることが確認できる。

また、申立期間⑥、⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮及び⑯について、A社が保有している申立人の当該期間に係る「2005年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」、「2006年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」、「2007年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「2008年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」並びに上記預金通帳により、申立人は、平成17年8月12日は15万円、同年12月29日、18年7月31日及び同年12月29日は20万円、19年7月31日は25万円、同年12月28日及び20年7月31日は30万円、同年12月29日は20万円の賞与が支給されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していたB市から提出のあった申立人に係る「平成16年分所得状況回答票」の社会保険料控除額とオンライン記録の平成16年の標準報酬月額から算出した社会保険料との差額は、申立期間③及び④の賞与振込額を基に算出した社会保険料とほぼ一致する上、上記所得税源泉徴収簿及び従業員が保有する申立期間⑥、⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮及び⑯の賞与に係る給与支給明細書により、いずれも当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間③、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮及び⑯に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③、④、⑥、⑦、⑨、⑩、⑫、⑬、⑮及び⑯の標準賞与額については、上記預金通帳で確認できる振込額を基に算出した賞与総支給額及び保険料控除額並びに上記所得税源泉徴収簿から確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、平成16年7月30日及び同年12月29日は22万円、17年8月12日は15万円、同年12月29日、18年7月31日及び同年12月29日は20万円、19年7月31日は25万円、同年12月28日及び20年7月31日は30万円、同年12月29日は19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることか

ら、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間①について、申立人が保有する預金通帳により、給与とは別にA社から賞与として、22万6,317円が振り込まれていることが確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間①に係る申立人の賞与から厚生年金保険料を控除したか否かについては、当時の資料を保管していないことから、確認することができないとしている。

また、B市では、申立期間①に係る課税資料について、保存年限経過のため保管していないとしていることから、申立人の当該期間に係る社会保険料等の金額について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間②、⑤、⑧、⑪及び⑭について、申立人は、自身が保有する預金通帳において、給与とは別に、A社から賞与として、平成16年1月30日は2万6,628円、17年1月31日は2万5,102円、18年1月31日は2万4,135円、19年1月31日は2万4,390円、20年1月31日は2万4,427円が振り込まれていると供述している。

しかしながら、A社は、当該期間に賞与は支給していない旨回答している。

また、A社において申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員のうち、連絡先の判明した112人に、当該期間に係る賞与の支給の有無について照会したところ、回答のあった全員が、当該期間に賞与の支給は無かった旨回答している。

このほか、申立人の当該期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間⑰及び⑱について、A社が保有する「2009年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、申立人は、同社から賞与として、それぞれ5万円が支給されていることが確認できる。

しかしながら、上記「2009年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」によると、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、同徴収簿に記載のある差引支給額は、申立人が保有する預金通帳の振込額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間に係る保険料徴収は免除されることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 2 万 7,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 20 日

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、オンライン記録から、事業主は、平成 15 年 1 月 15 日から同年 11 月 13 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

そのため、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主により免除の申出があった場合には、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の当該賞与額に係る届出が行われておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、上記個人別賃

金台帳に係る記録において確認できる賞与額から、2万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る「支給控除項目一覧表」及びC健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「支給控除項目一覧表」で確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月19日

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る「個人別賃金台帳」及び「証明書」並びにC健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「証明書」で確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月27日

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る「支給控除項目一覧表」及びC健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与支払届の写しにより、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「支給控除項目一覧表」で確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は33万7,000円、17年7月8日は29万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和51年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： ① 平成16年12月10日
② 平成17年7月8日

年金事務所からの連絡により、申立期間に係る賞与の記録が無いことを知った。しかし、私は当該賞与の支給を受け、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る普通預金元帳の記録により、申立人は、A社から賞与として、平成16年12月10日に28万2,581円、17年7月8日に24万9,120円を振り込まれていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成17年度及び18年度市民税・県民税（普通徴収）納税通知書から確認できるそれぞれの社会保険料控除額は、申立人に係る平成16年及び17年のオンライン記録から試算した当該各一年の社会保険料額より上回っていることが認められる。

さらに、同僚の申立期間の賞与に係る給与支給明細書では厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、前述の普通預金元帳の振込額及び前述の給与支給明細書において確認できる保険料率を基に算出した厚生年金保険料控除

額から判断すると、申立期間①は33万7,000円、申立期間②は29万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間①及び②において、A社はB厚生年金基金及びC健康保険組合に加入しているところ、当該厚生年金基金及び健康保険組合においても申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録が無く、また、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）のそれぞれが、事業主から当該賞与に係る届出があったにもかかわらず、いずれも当該届出を記録しないと考えることから、事業主は申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月30日から同年12月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和49年11月30日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人に係る雇用保険の離職日は、昭和49年11月30日と記録されている。

しかしながら、A社は既に解散している上、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び取締役は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の従業員に照会したところ、3人から回答があり、全員が申立人を記憶していたが、退職時の社会保険の取扱いについて知っている者はおらず、二人が社会保険事務担当であったとする者は死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、退職時の給与明細書について、上記複数の従業員及びA社において月末日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者に照会したが、保有している者はいない。

加えて、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員記録原簿(統合記録)によると、昭和49年11月30日「脱退」と記録されており、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月1日から同年8月5日まで
② 昭和36年8月1日から37年2月14日まで
③ 昭和37年1月9日から同年8月23日まで
④ 昭和37年6月18日から同年10月2日まで
⑤ 昭和37年10月2日から38年3月9日まで
⑥ 昭和38年6月1日から同年11月1日まで
⑦ 昭和39年2月11日から同年8月20日まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④、E社に勤務した申立期間⑤、F社に勤務した申立期間⑥及びG社に勤務した申立期間⑦について、厚生年金保険の標準報酬月額が、各事業所から実際に支給されていた給与支給額と相違している。当時の給与明細書等の資料は無いが、年金事務所の記録よりも高額な給与であったので、調査の上、各申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑦までについて、各申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち申立期間③及び④を除く申立事業所においては、事業主及び社会保険担当者は死亡又は所在が不明であるため、当該事業所における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立期間③においては、申立人が、社会保険事務担当であったとする社長の子に照会したものの回答は得られず、申立期間④においては、申立事業所が適用事業所ではなくなった時期の事業主に照会したところ、当該事業主は、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額については、資料が無く、不明である旨回答している。

さらに、申立期間①から⑦までの申立事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立

人が記憶する元同僚及び申立人と同時期に被保険者記録が確認でき、所在が判明した元従業員に照会したが、回答があった複数の元同僚及び元従業員は、いずれも当時の給与明細書を保管していない上、申立人が主張する給与額が支給され、当該支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていたとかがわせる回答を得ることができない。

加えて、申立期間①から⑦までの申立事業所に係る上記被保険者名簿から、申立人が記憶する元同僚及び申立人と同時期に被保険者記録が確認できる複数の元従業員の標準報酬月額を調査したところ、申立人の標準報酬月額の記録は元同僚や元従業員の記録と同程度であることが確認できるほか、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑦までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から19年11月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与額と相違している。給与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていた資料を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成17年4月から19年8月までは38万円、同年9月及び同年10月は15万円と記録されていたところ、同年11月6日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本から、申立人は、申立期間及び訂正処理時において取締役であったことが確認できる上、同社に係る平成17年度滞納処分票に、申立人が、同社の厚生年金保険担当取締役として、同社に係る滞納社会保険料に関する銀行預金差押処分の解除及び標準報酬月額減額訂正等の厚生年金保険関係事務に関与した記載が確認できる。

また、申立期間当時、申立人は、A社が社会保険料を滞納していたことを認識しており、自ら社会保険事務所（当時）へ出向き同社の経営陣の一員として滞納社会保険料の納付猶予の交渉及び標準報酬月額の減額訂正に係る届を提出すること等の厚生年金保険関係事務に関与した旨供述している上、同社のほかの取締役は、申立期間当時、申立人が厚生年金保険関係事務の権限を有する取締役として社会保険事務所と交渉に当たっていた旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の厚生年金保険担当の取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理に関与していながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を昭和 54 年 6 月 30 日付けで退職したが、同日は会社の休業日（土曜日）であったため、実際の勤務はその前日までとなった。その後、週明けの月曜日に国民年金の加入手続もしており、申立期間の記録が無いことには納得できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事業務を委託されているB社から提出されたA社の申立人に係る「退職者歴史台帳」によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 54 年 6 月 30 日と記載されており、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の資格喪失日に係る記録と一致している。

また、申立人から提出された申立期間に係る昭和 54 年 6 月分の月例給与支給明細票において、オンライン記録における同年 5 月の標準報酬月額（14 万 2,000 円）に基づく 1 か月分の厚生年金保険料（5,183 円）が控除されていることが確認できるところ、B社は、A社の保険料控除方法は翌月控除であるため、当該保険料は同年 5 月分として控除しており、月末付けで退職する場合は、退職月の給与から 2 か月分の保険料を控除することになる旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿のうち、申立人が記載されているページの前後の約 500 人の中から、被保険者資格喪失日が月末日又は 1 日と記載されている従業員 44 人（申立人を除く。）のオンライン記録を調査したところ、女子従業員の退職者については、ほぼ全員が月末日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 23 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成 23 年 9 月 1 日から 24 年 1 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 23 年 3 月 1 日から 24 年 1 月 1 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成 23 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから厚生年金特例法を適用し、同年 9 月 1 日から 24 年 1 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間のうち、平成 23 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、A 社の複数の従業員の回答から、申立人は当該期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業

主からは回答が得られないことから、当該期間の同社における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立人から提出された当該期間に係る給与明細には、A社の取締役印が押されており、当該期間に係る厚生年金保険料控除額が記載されているものの、申立人は、自身を取り寄せた金融機関の取引明細書においては、当該期間の給与振込元の事業所は、同社ではなく同社と関係する別会社となっており、振込金額も上記明細で確認できる差引支給額と相違している旨供述している。

さらに、B区から提出された「(平成24年度相当分)市民税・県民税所得回答書」において、平成23年中の給与所得は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成23年9月1日から24年1月1日までの期間について、A社の複数の従業員の回答から、申立人は当該期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、申立人は当該期間に雇用保険に加入しておらず、また、事業主からは回答が得られないことから、当該期間における申立人の勤務状況について確認することができない。

また、申立人から提出された当該期間の標準報酬月額の基本となる平成23年4月から同年6月までの期間に係る給与明細には、A社の取締役印が押されているものの、申立人は、自身を取り寄せた金融機関の取引明細書においては、当該期間の給与振込元の事業所は、同社ではなく同社と関係する別会社となっており、振込金額も上記明細で確認できる差引支給額と相違している旨供述している。

さらに、B区から提出された上記回答書において、平成23年中の給与所得は確認できない。

これらを総合的に判断すると、当該期間において、申立人は、A社の事業主により給与を支給されていたことを確認することができず、同社との間に常用的使用関係があったとまではいえないことから、当該期間において厚生年金保険被保険者として記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月

日本年金機構からの連絡により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いことが判明した。申立期間に賞与が支給され、保険料も控除されていたので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の申立期間に係る「個人別賃金台帳」及びC健康保険組合から提出された申立期間に係る賞与支払届の写しによると、申立人は、申立期間に賞与が支給されていないことが確認できる。

また、B社の担当者は、申立人は、申立期間は営業職専門の契約社員であり、申立期間当時は契約社員には賞与の支給制度は無かったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月1日から59年6月頃まで
A社に総務課長として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社発行の辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令から、退職日は特定できないものの、申立人は総務課長として、昭和55年5月1日において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和57年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年8月31日から59年6月までの期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時のA社の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち、連絡先の判明した11人に申立人の勤務及び同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、回答のあった7人のうち、申立人を記憶していた一人は、自分は入社と同時に厚生年金保険に加入しているが、社会保険事務は事業主が一人で行っていたので、申立人が厚生年金保険に加入していない理由については分からない旨供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時の従業員は16人くらいだったと供述しているところ、昭和55年7月のA社に係る事業所別被保険者名簿では、同社の被保険者数は9人であることが確認できる上、申立人が記憶していた同僚二人は、いずれも当該被保険者名簿に氏名が確認できないことから、同社においては、申立期間当時、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、上記被保険者名簿では、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。